

京都市教育委員会教育長訓令甲第9号

事 務 局

学 校

京都市立小学校及び中学校の主任等の設置に関する取扱規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月29日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第2条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「同和主任」を「人権教育主任」に改める。

第3条第3項及び第4項を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)